

おかげさまで 開業12周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2019年12月号

今年も残すところ、1ヶ月をきりました。毎年この時期に感じるように、「あつという間」ですね。今年は「改元」と「ラグビーW杯」の話題が多かったのではないのでしょうか。消費税率引き上げは、大きな話題になるかと思いましたが、駆け込み需要があまりなかったせいか、意外に話題として上がらなかった印象があります。

皆様にとって令和元年はどのような年だったのでしょうか。中小企業にも働き方改革の一部が適用になり、来年度からの長時間労働規制の対策もご検討されたのではないのでしょうか。元号が変わったからと言って変わることは少ないと思いますが、意識的な事を変えるきっかけにはなると思います。

年末年始に向けて体調に気を付けつつ、今年の仕事は今年のうちにで、新年を迎えましょう。

12月のトピックス

- ・ パート厚生年金適用の方針について
- ・ 高齢者の労災予防ガイドライン作成について
- ・ パワハラ防止指針案について

パート厚生年金適用の方針について

厚生労働省は、短時間労働者（パートタイマー）への厚生年金の適用範囲を拡大するため、企業規模要件を緩和する方針です。現行制度の「従業員50人以上」を、「51人以上」へと段階的に引き下げる案を軸に検討されています。個人の法律事務所や会計士事務所も適用対象とする方針で、関連法案を来年の通常国会に提出することを目指しています。

高齢者の労災予防ガイドライン作成について

厚生労働省は、働く高齢者が増え、仕事中にけがをする割合が増加しているのを受けて、高齢者の労災予防を企業に促すガイドラインを作ります。通路の段差解消、滑りにくい靴の支給、体力チェック後の運動指導や高齢者によるリスクの報告、相談窓口の設置等、骨子案が公表されました。ガイドラインは来春までに作られる予定で、罰則などの拘束力はありません。

パワハラ防止指針案について

厚生労働省は、職場でのパワハラを防止するために企業に求める指針案を固めたことを明らかにしました。10月に示した素案を修正し、同省が定めたパワハラ6類型に沿ってパワハラに当たるかどうかの具体的な判断事例を示しました。指針は年内に策定され、大企業は来年6月から、中小企業は2022年4月から対応が義務付けられます。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

Facebook: <http://www.facebook.com/JIBIRO>

移動オフィス: 090-2907-3545

TEL/FAX: 042-343-1363

URL: <http://jibiro.info/>